

議案第 19 号

石川県教育委員会事務局等処務規程及び石川県立学校処務規程の一部改正について

1 提案理由

本年5月に地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、これまで原則1回であった育児休業の取得回数が、原則2回まで取得可能となった。

これに伴い、現在開会中の9月議会に提出されている関係条例改正案の議決を前提に、関連する手続等の規定を改正する必要があるため。

2 改正規定

【訓令】

- ・石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正
- ・石川県立学校処務規程の一部改正

3 改正内容

- ・これまで、特別な事情がある場合に、あらかじめ育児休業等計画書を提出することで育児休業を2回取得することを可能としていたが、この提出規定を削除
- ・条ずれ、字句の整理

4 改正案

2～9頁のとおり

5 施行年月日

令和4年10月1日

石川県教育委員会訓令第 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和 41 年石川県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 月 日

石 川 県 教 育 委 員 会

第 70 条の 2 の 2 中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第 70 条の 2 の 3 第 2 項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同条第 3 項中「前条第 3 項及び第 4 項」を「前条第 2 項及び第 3 項」に改める。

第 70 条の 3 第 2 項中「第七十条の 1 の 1 第 3 項及び第 4 項」を「第七十条の 1 の 1 第 2 項及び第 3 項」に改める。

附 則

この訓令は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

石川県立学校処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和4年 月 日

石川県教育委員会

第32条の3第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第32条の3の2第2項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同条第3項中「前条第三項及び第四項」を「前条第二項及び第三項」に改める。

第32条の4第2項中「第三十一条の三第三項及び第四項」を「第三十一条の三第二項及び第三項」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

改正案

第一条（第七十条の二）（略）

（育児休業の手續き）

第七十条の二の二 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条の規定による育児休業の承認又は育児休業法第三条の規定による育児休業期間の延長の承認を受けようとするときは、育児休業を開始する日の二週間前までに、育児休業承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

- 2| 育児休業の承認を受けた職員（育児休業期間の延長の承認を受けた職員を含む。以下同じ。）は、次の各号の一に該当するときは、養育状況変更届により遅滞なく、教育長に届け出なければならない。
 - 一 育児休業に係る子が死亡したとき。
 - 二 育児休業に係る子が職員の子でなくなったとき。
 - 三 育児休業に係る子を養育しなくなったとき。
- 3| 育児休業の承認を受けた職員が、次の各号の一に該当するときは、所属長は、育児休業職員の産休等報告書により遅滞なく、教育長に報告しなければならない。

現行

第一条（第七十条の二）（略）

（育児休業の手續き）

第七十条の二の二 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条の規定による育児休業の承認又は育児休業法第三条の規定による育児休業期間の延長の承認を受けようとするときは、育児休業を開始する日の二週間前までに、育児休業承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

- 2 石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号）第三条の規定により、再度の育児休業の承認の請求を予定する職員にあつては、前項の規定による育児休業の請求の際に、育児休業等計画書を提出しなければならない。
- 3| 育児休業の承認を受けた職員（育児休業期間の延長の承認を受けた職員を含む。以下同じ。）は、次の各号の一に該当するときは、養育状況変更届により遅滞なく、教育長に届け出なければならない。
 - 一 育児休業に係る子が死亡したとき。
 - 二 育児休業に係る子が職員の子でなくなったとき。
 - 三 育児休業に係る子を養育しなくなったとき。
- 4| 育児休業の承認を受けた職員が、次の各号の一に該当するときは、所属長は、育児休業職員の産休等報告書により遅滞なく、教育長に報告しなければならない。

ならない。

一 産前休暇を取得したとき。

二 出産したとき。

4| 育児休業の承認を受けた職員が、育児休業期間満了により職務に復帰したときは、所属長は、育児休業職員の職務復帰報告書により遅滞なく、教育長に報告しなければならない。

(育児短時間勤務の手続)

第七十条の二の三 職員は、育児休業法第十条の規定による育児短時間勤務の承認又は育児休業法第十一条の規定による育児短時間勤務の延長の承認を受けようとするときは、育児休業を開始する日の二週間前までに、育児短時間勤務承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

2 石川県職員等の育児休業等に関する条例第十一条の規定により、再度の育児短時間勤務の承認の請求を予定する職員にあつては、前項の規定による育児短時間勤務の請求の際に、育児短時間勤務計画書を提出しなければならない。

3 前条第二項及び第三項の規定は、育児短時間勤務の承認を受けた職員について準用する。

(部分休業の手続)

第七十条の三 職員は、育児休業法第十九条の規定による部分休業の承認を受けようとするときは、あらかじめ部分休業承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

2 第七十条の二の二第二項及び第三項の規定は、部分休業の承認を受けた職

ならない。

一 産前休暇を取得したとき。

二 出産したとき。

5| 育児休業の承認を受けた職員が、育児休業期間満了により職務に復帰したときは、所属長は、育児休業職員の職務復帰報告書により遅滞なく、教育長に報告しなければならない。

(育児短時間勤務の手続)

第七十条の二の三 職員は、育児休業法第十条の規定による育児短時間勤務の承認又は育児休業法第十一条の規定による育児短時間勤務の延長の承認を受けようとするときは、育児休業を開始する日の二週間前までに、育児短時間勤務承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

2 石川県職員等の育児休業等に関する条例第十一条の規定により、再度の育児短時間勤務の承認の請求を予定する職員にあつては、前項の規定による育児短時間勤務の請求の際に、育児休業等計画書を提出しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、育児短時間勤務の承認を受けた職員について準用する。

(部分休業の手続)

第七十条の三 職員は、育児休業法第十九条の規定による部分休業の承認を受けようとするときは、あらかじめ部分休業承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

2 第七十条の二の二第三項及び第四項の規定は、部分休業の承認を受けた職

員について準用する。

員について準用する。

改正案

第一条く第三十二条の二の二（略）

（育児休業の手續）

第三十二条の三 職員（再任用短時間勤務職員は、除く。）は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第一条の規定による育児休業の承認又は育児休業法第三条の規定による育児休業期間の延長の承認を受けようとするときは、育児休業を開始する日の二週間前までに、育児休業承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

現行

第一条く第三十二条の二の二（略）

（育児休業の手續）

第三十二条の三 職員（再任用短時間勤務職員は、除く。）は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第一条の規定による育児休業の承認又は育児休業法第三条の規定による育児休業期間の延長の承認を受けようとするときは、育児休業を開始する日の二週間前までに、育児休業承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

2 石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号）第三条の規定により、再度の育児休業の承認の請求を予定する職員にあつては、前項の規定による育児休業の請求の際に、育児休業等計画書を提出しなければならない。

- 2| 育児休業の承認を受けた職員（育児休業期間の延長の承認を受けた職員を含む。以下同じ。）は、次の各号の一に該当するときは、養育状況変更届により遅滞なく、教育長に届け出なければならない。
 - 一 育児休業に係る子が死亡したとき。
 - 二 育児休業に係る子が職員の子でなくなつたとき。
 - 三 育児休業に係る子を養育しなくなつたとき。
- 3| 育児休業の承認を受けた職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、

- 3| 育児休業の承認を受けた職員（育児休業期間の延長の承認を受けた職員を含む。以下同じ。）は、次の各号の一に該当するときは、養育状況変更届により遅滞なく、教育長に届け出なければならない。
 - 一 育児休業に係る子が死亡したとき。
 - 二 育児休業に係る子が職員の子でなくなつたとき。
 - 三 育児休業に係る子を養育しなくなつたとき。
- 4| 育児休業の承認を受けた職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、

校長は、育児休業職員の産休等報告書により遅滞なく、教育長に報告しなければならぬ。

一 産前休暇を取得したとき。

二 出産したとき。

4| 育児休業の承認を受けた職員が、育児休業期間満了により職務に復帰したときは、校長は、育児休業職員の職務復帰報告書により遅滞なく、教育長に報告しなければならない。

(育児短時間勤務の手続)

第三十二条の三の二 職員は、育児休業法第十条の規定による育児短時間勤務の承認又は育児休業法第十一条の規定による育児短時間勤務の延長の承認を受けようとするときは、育児休業を開始する日の二週間前までに、育児短時間勤務承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

2 石川県職員等の育児休業等に関する条例第十一条の規定により、再度の育児短時間勤務の承認の請求を予定する職員にあつては、前項の規定による育児短時間勤務の請求の際に、育児短時間勤務計画書を提出しなければならない。

3 前条第二項及び第三項の規定は、育児短時間勤務の承認を受けた職員について準用する。

(部分休業の手続)

第三十二条の四 職員は、育児休業法第十九条の規定による部分休業の承認を受けようとするときは、あらかじめ部分休業承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

校長は、育児休業職員の産休等報告書により遅滞なく、教育長に報告しなければならぬ。

一 産前休暇を取得したとき。

二 出産したとき。

5| 育児休業の承認を受けた職員が、育児休業期間満了により職務に復帰したときは、校長は、育児休業職員の職務復帰報告書により遅滞なく、教育長に報告しなければならない。

(育児短時間勤務の手続)

第三十二条の三の二 職員は、育児休業法第十条の規定による育児短時間勤務の承認又は育児休業法第十一条の規定による育児短時間勤務の延長の承認を受けようとするときは、育児休業を開始する日の二週間前までに、育児短時間勤務承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

2 石川県職員等の育児休業等に関する条例第十一条の規定により、再度の育児短時間勤務の承認の請求を予定する職員にあつては、前項の規定による育児短時間勤務の請求の際に、育児休業等計画書を提出しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、育児短時間勤務の承認を受けた職員について準用する。

(部分休業の手続)

第三十二条の四 職員は、育児休業法第十九条の規定による部分休業の承認を受けようとするときは、あらかじめ部分休業承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

2 第三十二条の三第二項及び第三項の規定は、部分休業の承認を受けた職員について準用する。

2 第三十二条の三第三項及び第四項の規定は、部分休業の承認を受けた職員について準用する。